週二回（火金）定期発行
必要に応じ号外発行

公報

（号外）

第百十三号
一九六八年
十一月二十一日

目次　ページ

○通商産業局組織規則の一部を改正ずる規則（規則第二百四十七号）　1
規則
通産局事項
○通商産業局職員定数規程の一部を改正する訓令（通産局訓令第十三号・第十四号）
中央選挙管理委員会事項
○一九六八年十一月十日執行の立法院議員及び行政主席選挙会の場所及び日時について（選挙長告示第七十一号）　3
○一九六八年十一月十日執行の行政主席及び立法院議員選挙の当選人の住所、氏名及び得票総数の告示について（中央選挙管理委員会告示第十二号・第十三号）
人事委員会事項
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第二十三号）　4
告示
○行政主席の帰庁について（告示第四百三十七号）　5

規則

規則第二百四十七号

通商産業局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年十一月二十一日

行政主席　松岡政保

通商産業局組織規則の一部を改正する規則

通商産業局組織規則（一九六五年規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

「
小禄郵便局	那覇市	
」を		
「		
---	---	---
小禄郵便局	那覇市	
小禄前原郵便局	那覇市	
」に改める。

別表第六の二の那覇地区の項中

「
小禄郵便局		
」を		
「		
---	---	---
小禄郵便局		
小禄前原郵便局		
」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

通産局事項

通商産業局訓令第十三号

通商産業局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九六八年十一月二十一日

通商産業局長　小橋川朝蔵

通商産業局職員定数規程の一部を改正する訓令

通商産業局職員定数規程（一九六七年通商産業局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の(1)の郵政事業部の項中

「

部	課	係・専門官等	備考
郵政事業部 一六六人	貯金課　八二人	業務係　九人 調査係　一五人 貯金原簿係　二六人 恩給係　一五人 規画係　五人 為替原簿係　一一人	
	経理課　三三人	主計係　一七人 決算係　五人 管財係　七人 調達係　三人	

」を

「

部	課	係・専門官等	備考
郵政事業部 一六六人	貯金課　八二人	業務係　九人 規画係　五人 恩給係　一五人 調査係　一五人 総括係　九人 第一貯金原簿係　九人 第二貯金原簿係　八人 為替原簿係　一一人	
	経理課　三三人	主計係　六人 会計係　一三人 経営分析係　三人 管財係　七人 調達係　三人	

」

に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

通商産業局訓令第十四号

通商産業局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九六八年十一月二十一日

通商産業局長
総務局長　小　櫛　川　朝　蔵

通商産業局職員定数規程の一部を改正する訓令

通商産業局職員定数規程（一九六七年通商産業局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

「(1)内部分課二五一人」を「(1)内部分課二四九人」に、

「

部	課	係・専門官等	備考
	総務課　五六人	庶務係　一八人 職員係　三人 能率係　二一人 給与係　四人 調査広報係　三人 郵政調査官　四人 労務連絡官　二人	

」を

「

部	課	係・専門官等	備考
	総務課　五四人	庶務係　一八人 職員係　三人	

」

能率係	一九人
給与係	四人
調査広報係	三人
郵政調査官	四人
労務連絡官	二人

に

改める。

「(2)支分部局八八三人」を「(2)支分部局八八五人」に、

機関	課	支所・出張所等	備考
小禄郵便局	九人		

を

機関	課	支所・出張所等	備考
小禄郵便局	八人		
小禄前原郵便局	三人		

に

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

中央選挙管理委員会事項

選挙長告示第七十一号

一九六八年十一月十日執行の立法院議員及び行政主席選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

一九六八年十一月十八日

選挙長 新 嵩 十七三

一、場 所 政府第二庁舎五階会議室

二、日 時 一九六八年十一月二十日午後二時

中央選挙管理委員会告示第十二号

一九六八年十一月十日執行の行政主席選挙における当選人の住所、氏名及び得票総数を次のとおり告示する。

一九六八年十一月二十日

中央選挙管理委員会

委員長 新 嵩 十七三

住所	氏名	得票総数
那覇市字大道二六〇番地	屋良朝苗	二三七、六四三

中央選挙管理委員会告示第十三号

一九六八年十一月十日執行の立法院議員総選挙における当選人の住所、氏名及び得票総数を次のとおり告示する。

一九六八年十一月二十日

中央選挙管理委員会

委員長 新 嵩 十七三

選挙区	住所	氏名	得票総数
第一選挙区	那覇市松尾二五〇番地	国場 幸昌	四、三五五
第二選挙区	那覇市識名九九五番地	宮城 善兵	四、五二四
第三選挙区	今帰仁村字仲宗根二七八番地	吉田 光正	四、三二七
第四選挙区	那覇市字大道二一二番地	山川 泰邦	六、六五〇

第五選挙区	名護町字名護六〇五番地	比嘉　松栄	六、〇六二
第六選挙区	那覇市下泉町二ノ八七番地	伊芸　徳一	八、二三〇
第七選挙区	石川市字嘉手苅七六番地	山城　長弘	八、五四一
第八選挙区	具志川市字昆布八八四番地	中山　兼順	九、一六七
第九選挙区	勝連村字平安名一六五四番地	平良　一男	六、八八三
第十選挙区	嘉手納村字嘉手納二八一番地	知花　英夫	一〇、〇八〇
第十一選挙区	コザ市字仲宗根二七三番地	桑江　朝幸	八、六四〇
第十二選挙区	北谷村字吉原九六四番地	崎浜　盛永	八、九五八
第十三選挙区	西原村字我謝六三六番地	平良　幸市	八、一八〇
第十四選挙区	宜野湾市字野嵩一三五番地	岸本　利実	九、五〇七
第十五選挙区	浦添村字城間二六二七	与座　康信	九、六二六
第十六選挙区	那覇市首里寒川町一丁目二四番地	仲松　庸全	九、六六四
第十七選挙区	那覇市字大道一三〇番地	森田　孟松	一〇、二五九
第十八選挙区	那覇市字松川二三〇番地	嵩原　久男	一一、二〇四
第十九選挙区	那覇市与儀三五五番地	古堅　実吉	一〇、三六九
第二十選挙区	那覇市牧志町二の三三二	伊良波長幸	五、八七七
第二十一選挙区	那覇市楚辺三四三番地	瀬長亀次郎	一二、三二三
第二十二選挙区	那覇市泉町三丁目二一番地の三	安里積千代	七、五一二
第二十三選挙区	那覇市牧志町一の二番地	大田　昌知	五、三一九
第二十四選挙区	那覇市字田原一九三番地	長嶺　秋夫	一〇、四四六
第二十五選挙区	糸満町字糸満一四一四番地	上原　重蔵	六、四二八・一二
第二十六選挙区	那覇市古波蔵二九三の三一番地	大城　真順	七、四四三
第二十七選挙区	南風原村字与那覇二五番地	新垣　孝善	九、六〇〇
第二十八選挙区	平良市字西里三一一番地	盛島　明秀	八、〇〇四
第二十九選挙区	城辺町字新城九二五番地	金城　英浩	四、五六九
第三十選挙区	那覇市首里儀保町四ノ四二	垣花　恵昌	四、八八九
第三十一選挙区	那覇市首里汀良町二ノ二二	大浜　国浩	七、三〇一
第三十二選挙区	那覇市楚辺二六五番地	星　克	三、八六七

人事委員会事項

人事委員会規則第二十二号

人事委員会は、特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年十一月二十一日

人事委員会委員長　棚原勇吉

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（一九六四年人事委員会規則第四号）の一部を次

のように改正する。

第十五条第一項中「那覇、コザ税務署間税課及び税関監視課」を「税務署及び税関」に改める。

第三十一条第二項中「四ドル三十セント」を「八ドル六十セント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、一九六八年十月一日から適用する。ただし、第十五条第一項中の改正規定は、一九六七年十一月一日から適用する。

告 示

告示第四百三十七号

本職は日本本土へ出張中のところ一九六八年十一月二十日帰庁した。

一九六八年十一月二十一日

行政主席 松 岡 政 保

発行所　総務局渉外広報部文書課
販売所　総務局財務部用度課
―星印刷―